

○薬剤師消除申請手続について

手続概要	<p>薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者の方は、薬剤師名簿の登録抹消手続を行ってください。 死亡し、又は失踪の宣告を受けた日の翌日から30日以内に申請する必要があります。</p>
根拠法令	<p>薬剤師法施行令第6条第2項、第10条</p>
申請方法	<p>【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
その他	<p>【手続対象者】 死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の戸籍法による届出義務者 【相談窓口】 保健所、都道府県薬務主管部局、厚生労働省医薬局総務課試験免許係 【添付書類】 ○死亡診断書・除籍謄本等死亡又は失踪した事実が確認できる書類(コピー可) ○薬剤師免許証(見付からない場合は、見付かり次第国に返納すること) ○死亡し、又は失踪の宣告を受けた日の翌日から30日以上経過している場合は、遅延理由書(任意様式)</p>